

○自転車運転者講習の実施に関する規則

平成27年5月28日

山梨県公安委員会規則第3号

改正 令和3年3月15日公委規則第3号

令和5年6月26日公委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第16号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(受講の命令)

第2条 公安委員会は、道路交通法第108条の3の5第2項の規定による命令を決定した場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の4の4第2項の規定により、自転車運転者講習受講命令書（以下「命令書」という。）を被命令者に交付するものとする。

2 命令書は、手交するものとする。

3 公安委員会は、被命令者に出頭を通知する際に日程調整を行い、命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

(命令した旨の通知等)

第3条 公安委員会は、受講命令を行う場合においては、当該受講命令の被命令者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、受講命令を決定した公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）として、被命令者の現在の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に、命令を決定した旨の通知（以下「通知」という。）を行うものとする。

2 通知は、自転車運転者講習受講命令通知書（第1号様式）を送付して行うものとする。

3 公安委員会は、前2項に規定する通知に併せて、被命令者に対する命令書の交付を住所地公安委員会に依頼して行うこと（次項において「命令執行依頼」という。）ができるものとする。

4 公安委員会は、他の都道府県の命令公安委員会から通知及び命令執行依頼を受け、住所地公安委員会として被命令者に命令書を交付した場合は自転車運転者講習受講命令執行通知書（第2号様式）を、被命令者が住所地にいない場合は自転車運転者講習受講

命令書返送書（第3号様式）を当該命令公安委員会に遅滞なく送付するものとする。

（受領書の徴収）

第4条 公安委員会は、命令書を交付する際は、被命令者から自転車運転者講習受講命令書受領書（第4号様式）を徴するものとする。

（講習）

第5条 自転車運転者講習は、府令第38条第16項の規定に従い、自転車運転者講習の講習科目及び時間割（別表）に基づき行うものとする。

2 自転車運転者講習は、公安委員会が認める施設において行うものとする。

3 自転車運転者講習は、原則として交通警察に従事する警部補以上の警察官又はこれに相当する職員で、交通安全教育の実務経験が豊富なものが実施するものとする。

4 自転車運転者講習を終了した者には、自転車運転者講習終了証書（第5号様式。以下「講習終了証書」という。）を交付し、副本を保管するものとする。

5 前項の講習終了証書を交付された者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、又は毀損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（第6号様式）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

6 前項に規定する申請において、住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合は、現住所地を管轄する公安委員会を経由して申請させるものとする。

（講習の委託）

第6条 自転車運転者講習は、府令第38条の3の要件を充たすと公安委員会が認めた者に委託することができる。

2 前条第4項及び第5項に規定する交付の手続は、前項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行うことができる。この場合において、受託者は、講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。

3 受託者は、自転車運転者講習を実施した都度、自転車運転者講習実施結果報告書（第7号様式）により、原則として講習実施当日に公安委員会に報告するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和３年３月15日公委規則第３号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和５年６月26日公委規則第８号）

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

別表（第５条関係）

自転車運転者講習の講習科目及び時間割

項目	内容	講習時間
オリエンテーション	事前説明	5分
テスト	交通ルール等に係る理解度チェック	20分
体験談紹介	被害者、被害者遺族等の声	15分
事例紹介・疑似体験	受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験	20分
体験談紹介	事故時の自転車運転者の責任	15分
自転車ルールの徹底	自転車の運転ルール	20分
個人ワーク討議等	危険行為に関する学習	40分
再検査	交通ルール等に係る理解度の再チェック	10分
総括	講習の総括	35分
講習時間合計		180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日	
公安委員会 殿	
山梨県公安委員会	
自転車運転者講習受講命令通知書	
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する次の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。	
記	
住 所	
フリガナ氏 名	(年 月 日生)
命 令 理 由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命 令 執 行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済み) (・ 未交付) 貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし) 自転車運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

第2号様式(第3条関係)

年 月 日	
公安委員会 殿	
山梨県公安委員会	
自転車運転者講習受講命令執行通知書	
貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。	
記	
住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
備 考	

第3号様式(第3条関係)

		年	月	日
公安委員会 殿				
		山梨県公安委員会		
		自転車運転者講習受講命令書返送書		
貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった次の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。				
記				
フリガナ氏名	(年 月 日生)			
備考				

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

山梨県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

・ 別途調整します。

・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分 から 午後

第5号様式(第5条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実 施 機 関 印

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

年 月 日	
自転車運転者講習終了証書再交付申請書	
実施機関 殿	
住所	
氏名	
年 月 日生	
私は、年 月 日ににおいて自転車運転者講習を受講しましたが、次の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。	
理 由	☐ 亡失 ☐ 滅失 ☐ 毀損 ☐ その他()
備 考	

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

講習受託者名
代表者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番 号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

備考

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 6 条関係）